

2017年6月1日

国土交通省認定

技能認証試験について

ドローンの性能が向上し、多くの分野で使用されるに伴い、多くのトラブルが発生しています。

そこで、国土交通省航空局では、無人航空機（ドローン）の操縦者への講習会の受講を促し、操縦技能の底上げを図るため、一定の要件を満たす無人航空機の技能講習を行う民間団体等の講習修了者は、飛行許可を受ける際の申請書類の一部を省略できる仕組みを、平成29年4月より開始しました。

一般財団法人熊本県ドローン技術振興協会は6月中旬より、国土交通省の方針に則った、「**無人航空機技能認証試験**」講習を行い、実技試験に合格した方に、「**無人航空機技能認定証**」を発行いたします。

詳しくは、直接メールにてお問い合わせ下さい。

「無人航空機技能認証試験講習」について

1. 内容

2日間以上で無人航空機（ドローン）に関する必要な知識と技量を習得し、その後実技試験を行い、一定の基準を満たす技量が認められた方に「無人航空機技能認定証」及び「ライセンス」を発行いたします。

注：10時間以上の飛行経験が無い方は、「無人航空機技能認証試験」講習は受講できません。

2. コース

■ **Aコース（平日コース）**：平日の最短3日間で「無人航空機技能認定証」を取得するものです。（技量・天気により変更あり。）

■ **Bコース（土日コース）**：土日を使い、合計3日間で「無人航空機技能認定証」を取得するものです。（技量・天気により変更あり。）

■ **会員コース**：当協会の「安全講習会」に4回以上参加の会員は、1日の実技講習で実技試験が受験できます。

■ **特別コース**：技能の講習時間を多く希望される方など、特に理由が認められる場合、個別指導を行います。

■ **その他**：すでに当協会の「技能認定証」をお持ちの方は、最短半日の実技講習後の実技試験で認定証の書き換えが可能です。

一般財団法人 **熊本県ドローン技術振興協会**

〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原1155-12 テクノラボラトリ203 【略称：熊本県ドローン財団】

3. 飛行形態

■取得できる飛行形態（基本）

- 人又は家屋の密集している地域の上空
- 人又は物件と 30mの距離が確保できない飛行
- 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐 表面若しくは外側水平表面の上空の空域
- 地表又は水面から 150m以上の高さの空域

■取得できる飛行形態（オプション）

- 夜間飛行
- 目視外飛行
- 催し場所上空の飛行
- 危険物の輸送
- 物件投下

4. 料金（登録代・ライセンス発行代（カード）・機体使用料を含みます。2018年3月末まで）

■Aコース（平日コース）：15万円 ※税別の金額です

■Bコース（土日コース）：18万円

■会員コース：7万円

■特別コース：打合せ

■その他：5万円

- 夜間飛行：2万円
- 目視外飛行：2万円
- 催し場所上空の飛行：1万円
- 危険物の輸送：準備中
- 物件投下：準備中

注：金額は、合格を保証するものではありません。実技試験で、求めている技量に届かない場合は、再試験または再教育となります（別料金）。

再試験・再講習料金

- 実技講習：1万円/半日
- 実技試験：1万円

テキスト代

- 無人航空機技能認定試験テキストブック 千円/冊

5. 特徴

屋外でのあらゆる飛行を想定した、仕事に即戦力となるライセンスです。

技能認定試験講習・実技試験内容

講義	1	航空法および関連法令に関する知識		
	2	機体の構造及び機能に関する知識		
	3	通信系統及び推進系統およびバッテリーに関する知識		
	4	安全機能に関する知識		
	5	タブレットの表示内容、操作方法について		
	6	カメラの使用法について		
	7	気象に関する知識・安全衛生等に関する知識		
	8	申請方法に関する知識・航空局標準マニュアルについて		
	9	緊急操作・非常操作に関する知識		
	10	特殊飛行に関する知識		
	11	必要資料及び管理保管方法に関する知識		
技能審査	飛行形態	①基本飛行		
		②人又は家屋の密集している地域の上空における飛行		
		③地上又は水上の人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行		
		④進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域		
		⑤地表又は水面から150m以上の高さの空域		
	GPS基本操作		項目	具体的内容および目的
		1	安全確認	周囲・人・物・気象の確認等 安全運航ガイドラインの要求項目
		2	飛行前点検	機体・バッテリー・通信系統・推進系統等の確認。チェックリスト使用 安全運航ガイドラインの要求項目
		3	離陸・着陸	10m・50mの高さまで上昇した後、1mの円内に着陸 高さの把握能力、安全離着陸能力
		4	ホバリング	目線の高さ、10m・50mで10秒間 異なる高度での静止能力(半径1m以内程度)
		5	旋回	一定の高さを維持したまま、右旋回・左旋回 旋回時における機体維持能力
		6	姿勢変化	操縦者から右方向に水平10m・高さ10m、20m・20m、左方向に同じように移動させる。5回連続 機体姿勢判断能力の把握
		7	対面飛行	機首を操縦者に向けた状態での離陸、左右旋回、操縦者から前後左右に10mまで機体を移動。着陸 機体姿勢能力の把握
		8	8の字旋回	一定の高さを維持したまま、8の字旋回を5回 総合操縦能力の把握
		9	場外着陸	指定された離陸地点を離陸し、ホバリング状態から左右20m離れた着陸地点に移動し着陸 緊急状況判断・緊急離着陸能力
10	フェールセーフ	機体を高度20m、水平距離20m以上離し、ゴーホーム操作、帰還途中でのゴーホームの解除・着陸 緊急事態把握能力		
11	ロストポジション	一定の距離・高度にて、機体の位置を見失ったと仮定し、モニターの表示により機体を安全に着陸させる 緊急事態把握能力		
非GPS操作	1	離陸・着陸	離陸後、機体を操縦者から水平10m、高さ20mまで離した後、着陸帯内に着陸 非GPS状態での基本能力	
	2	ホバリング	離陸後、高度3mで半径1m以内で10秒静止、その後機首を90° 180° 270° 360° 回転、着陸 非GPS状態での基本能力	
	3	左右方向の移動	指定された離陸地点を離陸し、ホバリング状態から左右20m移動し着陸、を5回連続。 総合操縦能力の把握	
	4	水平面内での移動	一定の高さを維持したまま、指定された3地点を順番に移動する飛行を5回連続。 目視と実際の機体位置把握能力	
技能審査オプション	他の飛行形態	1	夜間飛行	飛行経路を設定し、機体のライトを確認しながら飛行経路を飛行し、着陸
		2	目視外飛行	飛行経路を設定し、モニターの表示により、飛行経路を飛行し、着陸
		3	催し場所上空飛行	安全飛行の管理体制、安全措置
		4	危険物の輸送	安定した機体の姿勢制御が出来る。
		5	物件投下	物件投下前後で安定した機体の姿勢制御が出来る。

無人航空機技能認定証

当協会の無人航空機技能認定試験に合格し
技量・知識を有する事を証明する。

認定日 平成 29 年 6 月 1 日

技能認定証番号 017-ABEF-001

氏名 熊本 太郎 殿

航空機の種類 回転翼航空機

飛行の形態

- 人又は家屋の密集している地域の上空
- 人又は物件から 30m以上の距離が確保出来ない飛行
- 進入表面、転移表面モードは水平表面又は延長進入表面、円錐表面
もしくは外側水平表面の上空の空域
- 地表又は水面から 150m以上の高さの空域
- 夜間飛行
- 目視外飛行
- 催し場所上空の飛行
- 危険物の輸送
- 物件投下

平成 29 年 6 月 5 日

国土交通省認定
一般財団法人 熊本県ドローン技術振興協会

理事長 上村 雄二郎

